

重要なお知らせ

～ 初診時選定療養費の徴収の義務化(料金変更)について～

初診の患者さんは、他医療機関からの

紹介状 をお持ちください。

令和2年度の診療報酬改定で、200床以上の地域医療支援病院(当院該当)は、他医療機関からの紹介状なしで受診された初診の患者さんに「**5,000円以上の初診時選定療養費**」を徴収するよう義務づけられました。

これに伴い、現行の初診時選定療養費2,300円(税別)が、令和2年10月1日より、5,000円(税別)となります。

《変更日》 令和2年10月1日(木)

《変更内容》

紹介状をお持ちでなければ、診療費とは別にかかります。
他医療機関からの紹介状をお持ちの場合は、かかりません。

○紹介状なしに初診を受けられた患者さん

「初診時選定療養費」 **5,000円**(税別)

○当院より他の医療機関を受診して頂くよう紹介させて頂いたにも関わらず、紹介状なしで再度当院を受診された患者さん

「再診時選定療養費」 **2,500円**(税別)



選定療養費がかからない対象の方については、裏面をご覧ください。

○選定療養費の対象外となる方(一部抜粋)

- ・救急車で搬送された患者さん
- ・夜間・休日に救急外来を受診された患者さん
- ・公費負担医療制度の受給対象の患者さん
- ・特定検診、がん検診などの結果により精密検査の指示を受けた患者さん
- ・当院の他の診療科を受診している患者さん
- ・災害により被害を受けた患者さん
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた患者さん

Q1. 子どもの急な発熱で受診しました。初診時選定療養費はかかるのですか？

急を要する場合、初診時選定療養費はかかりません。なお、発熱などで自宅で様子を診ておられ、改善しない場合などで当院を受診しても、初診時選定療養費はかかりません。(10/1以降)



Q2. 市町村の特定検診・がん検診の結果、医療機関の精密検査を指示されました。初診時選定療養費はかかるのですか？

10/1以降、初診時選定療養費はかかりません。

Q3. 当院でA科受診中に、B科を初めて受診した場合、初診時選定療養費はかかりますか？

当院の他の診療科を受診している場合はかかりません。

Q4. 再診時選定療養費とは何ですか？

当院診療科に受診されていた方で、当院の医師が他の病院・診療所を紹介したにもかかわらず、患者さんのご自身の意思で、再度当院診療科を受診した場合にご負担いただく費用となります。

なお、当院医師の指示で、定期的に当院を受診している患者さんにはかかりません。

**選定療養費についてご不明な点は、医事課・地域医療連携室まで
おたずね下さい。 TEL 0774-72-0235(代表)**